

第1節 事務事業編における各種調査・検討

3-1-1. 計画の目的・位置づけ

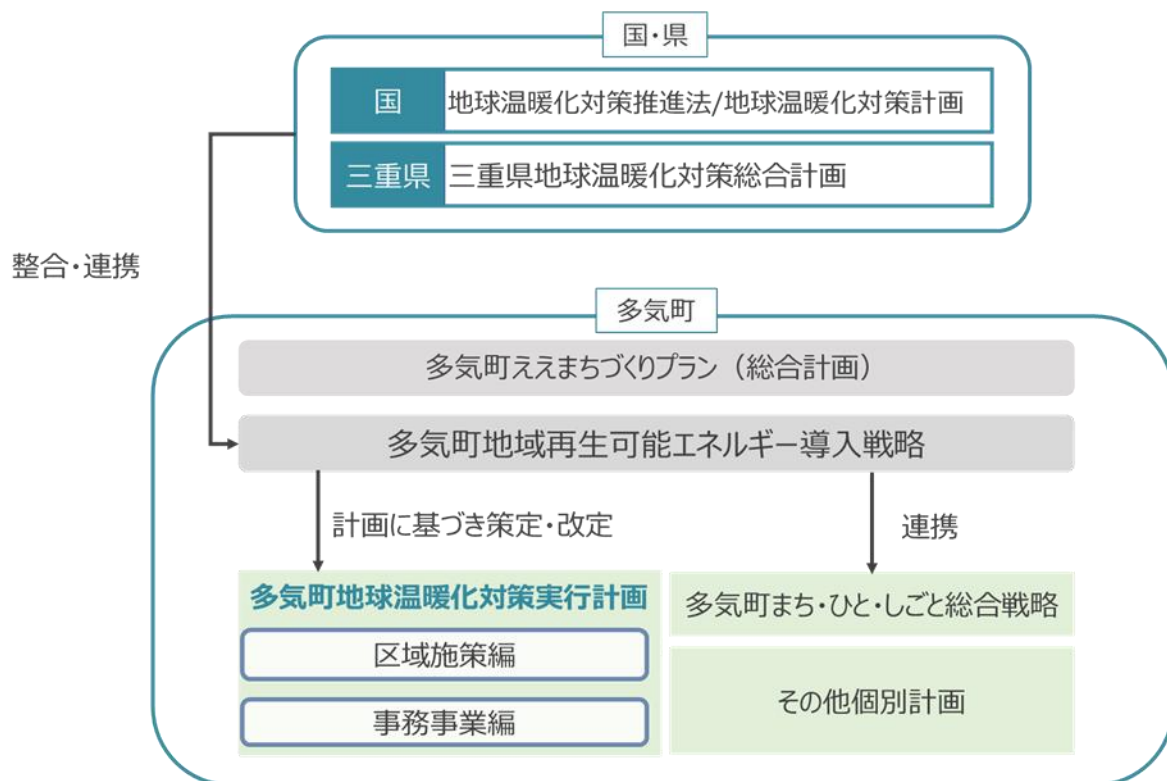
1. 計画の目的

令和32（2050）年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、町民・事業者の模範となるために、町が省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等を率先して実施することを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、町役場自らが実施する事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスを削減する目標とその達成に向けた対策を定めるものであり、温対法第21条に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置づけるものです。

図 3-1. 本計画の位置づけ



3. 計画期間

計画期間は令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの計画期間とします。なお、令和32（2050）年の二酸化炭素排出量の実質ゼロに向けた長期計画を見据えた計画とします。また、社会情勢に応じて、随時、計画の見直しを行います。

4. 計画の対象

国の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（環境省、令和5（2023）年3月策定）」に基づき、町が所有又は管理し、事業に使用している全ての施設・設備を対象としますが、住居に伴う部分（町営住宅等）は対象外とします。

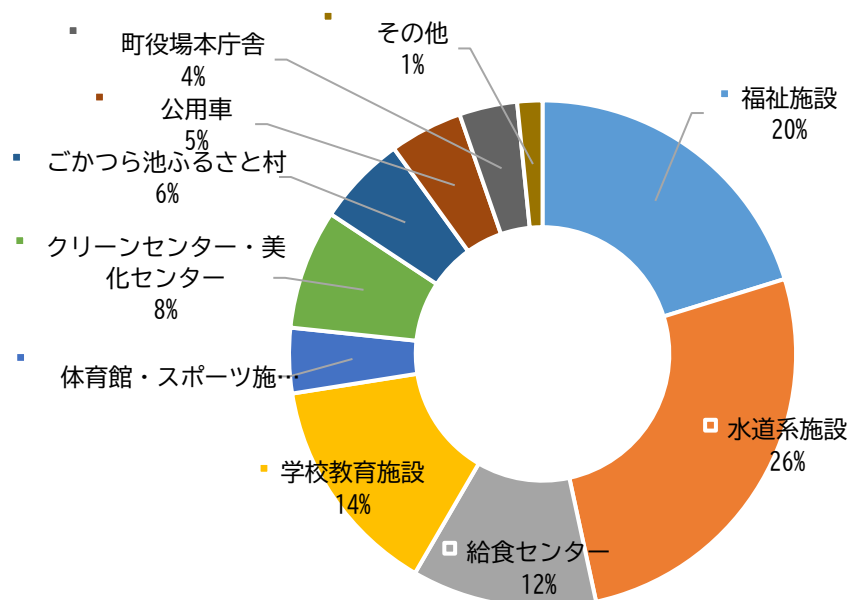
また、対象とする温室効果ガスは、本町事務事業の排出実績を踏まえ、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン類の4物質を対象物質とします。

温室効果ガスの種類	主な発生源	対象とする温室効果ガス
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用、電気の使用	○
メタン（CH ₄ ）	廃棄物の焼却、燃料の使用、自動車の走行、下水処理等	○
一酸化二窒素（N ₂ O）	廃棄物の焼却、燃料の使用、自動車の走行、下水処理等	○
ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄等	○
パーフルオロカーボン類（PFC）	排出なし	—
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	排出なし	—
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	排出なし	—

3-1-2. 本町の事務事業における温室効果ガスの排出の状況

対象となる事務事業から排出される基準年度（令和4（2022）年度）の温室効果ガス排出量は2,118t-CO₂であり、一般廃棄物処理由来を除くエネルギー起源CO₂*に限ると、2,081トンとなり、町域の排出量の463千トン（令和2（2019）年度との比較）の0.4%となります。施設種別では、全体の3割近くを占める水道系の施設が最も多く、次いで福祉施設、学校教育施設、給食センターとなっており、この4分野で全体の7割以上を占めています。

図 3-2. 多気町の事務事業に伴う施設種別の温室効果ガスの排出量の内訳



温室効果ガスのガス種別では、二酸化炭素（CO₂）が大部分を占めており、次いで、一酸化二窒素（N₂O）、メタン（CH₄）が1%、ハイドロフルオロカーボン（HFC）が0.1%未満となっています。（六フッ化硫黄（SF₆）は未排出）

エネルギー起源CO₂についてエネルギー源別で比較すると、電気が83%と最も多く、次いで福祉施設や公民館で使用するLPガスが9%、暖房器具等で使用する灯油が1%となっています。

また、主に公用車の燃料として使用するガソリン・軽油を合わせる7%程度となっています。

図3-3. ガスの種類ごとの排出量の割合（令和4（2022）年度）

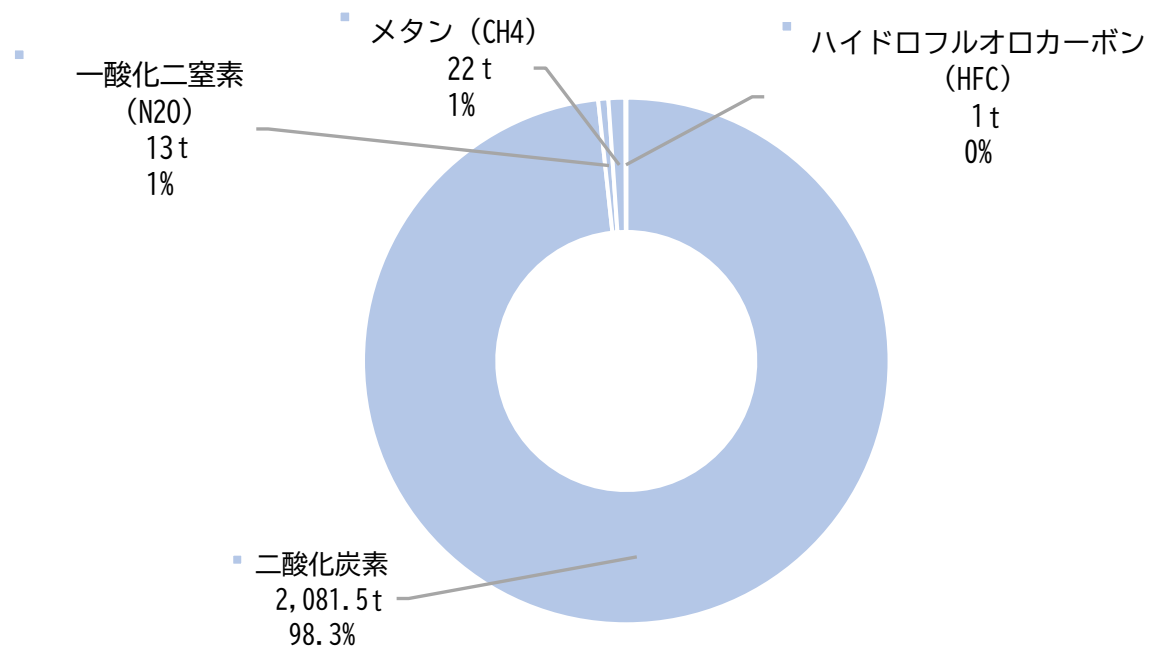
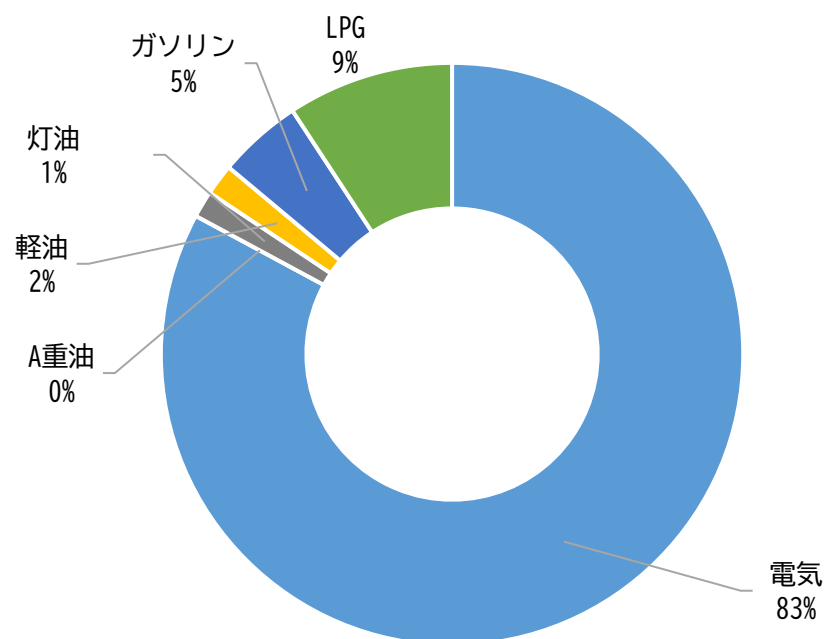


図3-4. エネルギー源別の排出量の割合（エネルギー起源CO₂のみ）（令和4（2022）年度）



3-1-3. 公共施設への再生可能エネルギーの導入状況等

本町では、率先して再生可能エネルギーの導入を行うべく、公共施設への太陽光発電設備の導入を順次進めています。現在、本庁舎及び小中学校等へ太陽光発電設備を導入しており、今後、PPAモデルやリースモデル等の活用も検討しながら、駐車場及び遊休地等も含めて導入を促進します。

多気町公共施設への太陽光発電設備の導入状況

施設名	設備容量
多気町役場本庁舎	50KW
佐奈小学校	30KW
児童館	10KW
多気町立勢和保育園	10KW
多気町立相可保育園	10KW

※相可保育園の太陽光発電設備については、現在稼働していない。

第2節 事務事業における削減目標と取組施策の検討

3-2-1. 温室効果ガス削減目標

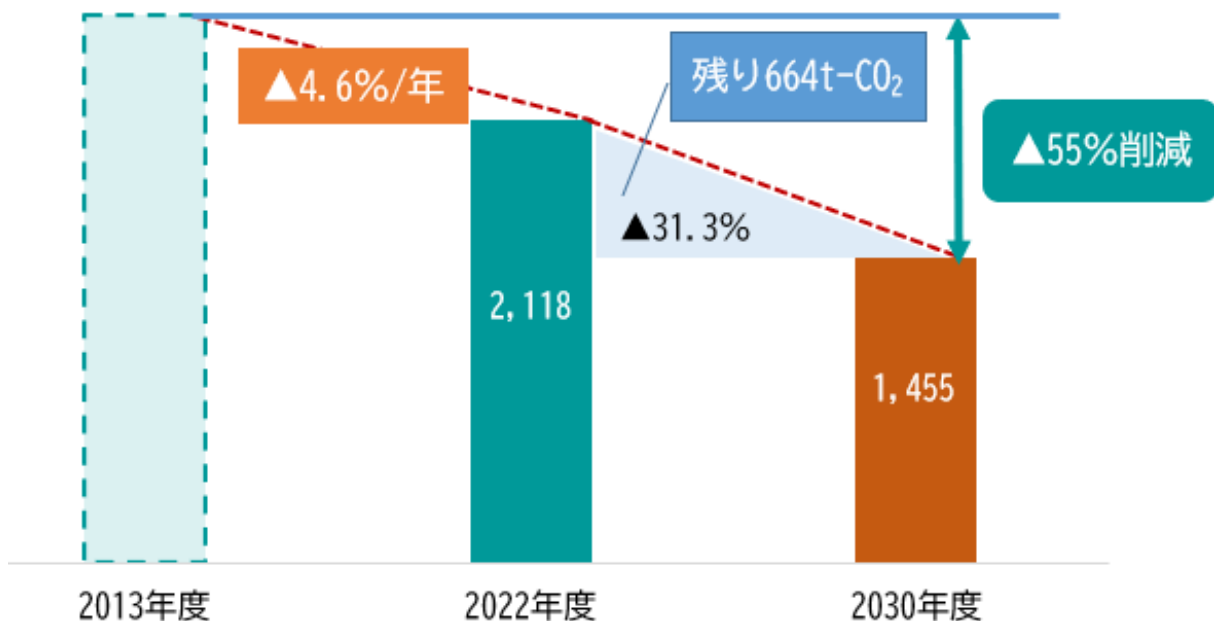
1. 温室効果ガス削減目標

事務事業編における目標年度（令和12（2030）年度）の削減目標については、基準年度を令和4（2022）年度とします。※区域施策編の基準年度は平成25（2013）年度が基準年度

区域施策編の目標である基準年度（平成25（2013）年度）比48%削減より高みを目指し、政府実行計画（同50%削減）と整合の取れた令和4（2022）年度比31.3%削減（年率▲4.6%/年）の達成を目指します。

令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標
令和4(2022)年度比31.3%削減

図 3-5. 事務事業編における温室効果ガス排出量の削減目標の考え方



目標達成に向け、省エネ設備への更新や再生可能エネルギーの導入といったハード的対策に加えて、職員一人ひとりが日々の業務の中でエネルギー消費の削減の意識をもって取り組むことが重要です。また、本町主導で温室効果ガスの削減に関する取組を町域に波及することが求められます。

3-2-2. 目標達成に向けた取組

令和12（2030）年度の削減目標達成に向け、令和3（2021）年度に見直された政府実行計画（令和3（2021）年10月22日閣議決定）等も参考に対策を実施します。

図 3-6. 政府実行計画の概要

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

出典：環境省 政府実行計画概要

1 省エネ設備の導入

- 町有施設における建替・改修・設備更新の際は、省エネルギー効果の高い設備の導入や高断熱化を積極的に実施します。
- 施設改修等のタイミングと合わせて、高効率空調設備の導入を積極的に実施します。

2 建築物のZEB（ネットゼロ・エネルギー・ビルディング）化

- 今後予定する町有施設の新築・建替・大規模改修においては、原則、ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指します。

3 照明のLED化

- リース等による民間資金の活用も選択肢に、順次、照明器具のLED化等の省エネ改修を進めます。また、町道の道路照明についても、順次LED化を進めます。
- 令和12（2030）年度までに、廃止予定の施設等を除き、原則、すべての公共施設の照明をLEDに更新します。

4 上下水道施設における高効率設備導入

- 上下水道施設（各ポンプ場等）において、設備更新等の機会を捉え、温室効果ガス排出量の削減に寄与する設備の導入を計画的に行います。

5 公用車の電動化

- 公用車の共用化、低燃費車の率先利用、更新時における車両の小型化等により、効率的な運用を進めます。
- 公用車の更新・新規導入に当たっては、電動車（ハイブリッド車を含む）を導入します（代替可能な電動車がない場合を除く）。
- 令和12（2030）年度までに、公用車の台数を減らしつつ、使用する公用車を、全て、電動車とします（代替可能な電動車がない場合を除く）。

6 再生可能エネルギー設備の導入

- PPA モデル・リース等の手法により民間資金も活用しながら、町有施設（駐車場、遊休地等含む）への太陽光発電設備等の導入を進めます。
- 令和12（2030）年度までに、設置可能な建築物（敷地を含む）の約50%以上に太陽光発電設備を導入することを目指します。
- 町内に建設するごみ焼却施設やごみ処理施設等は高効率ごみ発電やバイオガス発電が可能な施設となるように努める。

7 再生可能エネルギー電気の調達

- 令和12（2030）年度までに、本庁舎及び振興事務所において、再エネ100%電気（非化石証書の活用を含む）に切り替えます。
- また、その他の施設においても、「電力の調達に係る環境配慮契約方針」を策定し、可能な限り、再エネ比率が高く、電力排出係数の低い電気の調達を進めます。

8 その他の取組

- 職員のエコオフィス活動の実践
冷暖房の適切な温度設定や、こまめな消灯、ペーパーレス化の推進といったエコオフィス活動を組織的に実施します。
- 職員研修の実施
脱炭素化の必要性や本計画に基づく取組等を周知・徹底するため、全庁的な職員研修を継続実施します。
- 業務デジタル化の推進
電子決裁の活用検討、リモート会議の推進等、業務のデジタル化を進めます。
- グリーン物品の調達
物品の調達において、環境に配慮した物品の調達を推進します。
- ごみ減量化・リサイクル推進
プラスチック製品の利用削減や、食品ロス*の削減、分別の徹底、リサイクルを推進します。
- ファシリティ・マネジメントの実践
効果的・効率的に公共施設の整備・管理・運営を行い（集約化・集中管理等）、財政支出を押さえつつ、温室効果ガスの排出削減に繋がります。

3-2-3. 日常業務における各所属及び職員一人ひとりの取組

目標達成に向けて、職員の日常業務においては環境に配慮した行動により、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。職員一人ひとりが以下のエコオフィス活動の取組を徹底します。

1 照明に関する取組

1-1	勤務時間前や昼休みは、窓口対応等に配慮した上で、原則、消灯を実施する。
1-2	やむを得ず時間外勤務を行う場合、必要箇所以外の消灯を徹底する。
1-3	照明スイッチの点灯箇所を明確化し、不要な照明の消灯を徹底する。
1-4	窓際等の照明の間引き消灯を徹底する。(必要によりLEDスタンドを活用)
1-5	会議室、更衣室、湯沸室等の照明は、使用時のみの点灯及び使用後の消灯を徹底する

2 空調に関する取組

2-1	冷暖房効率を高めるためにカーテン・ブラインドの活用による断熱・遮熱対策を実施する。
2-2	冷房運転前（始業前）の窓開けによる外気（冷気）の取り入れを徹底する。
2-3	冷房・暖房の適切な温度設定を徹底する。
2-4	空調の適温管理に対応したクールビズ・ウォームビズを推奨する。

3 電気製品等に関する取組

3-1	ペーパーレス化を徹底し、コピー機、プリンターの使用を削減する。
3-2	長時間席を離れた際、自動でスリープ、電源オフ設定や、手動スリープを徹底する。
3-3	昼休みは、業務に支障のない範囲でOA機器等の電源オフに努める。
3-4	OA機器、照明機器等の電気製品の購入に当たっては、省エネ性能等を考慮する。

4 公用車に関する取組

4-1	リモート会議の活用により、特に庁内の会議に係る出張の削減に努める。
4-2	出張の際は可能な限り公共交通機関を利用する。
4-3	電気自動車や燃費のいい小型車両等を優先して使用する。
4-4	燃費、整備状況をきめ細かく管理する。
4-5	急発進・急加速の回避、アイドリングストップの実行など、エコドライブを励行する。
4-6	タイヤ空気圧、エンジンオイル、冷却水等の定期的な点検・整備を徹底する。

5 水道水の利用に関する取組

5-1	水の流しっぱなしを止めるなど日常的に節水を徹底する。
5-2	施設管理者による定期的な点検と、必要な改善処置を取る。

6 廃棄物の減量・リサイクルに関する取組

6-1	使用済みコピー用紙、新聞紙、冊子等紙資源の分別収集を徹底する。
6-2	執務室内におけるゴミ（廃プラ類など）の分別収集のための回収容器の設置を徹底する。
6-3	マイボトルの持参に努めるなど、使い捨てプラスチック製品の使用を控える。

6-4	ポスター、チラシ等の配架等の依頼に対しては、必要以上の枚数・部数を受け取らない。
6-5	クリップ、ファイル等の事務用品の回収箱の設置により再利用を徹底する。
7 用紙類の使用に関する取組	
7-1	電子決裁等を活用し、回覧文書、決裁文書等の削減に努める。
7-2	庁内の照会・回答等は、電子メールを活用するなど、ペーパーレス化を徹底する。
7-3	会議のオンライン化・タブレット活用等により、印刷は最小限に留める。
7-4	コピーやプリントアウトは両面使用の印刷を原則とするとともに、縮小機能を活用する。
7-5	資料等の小さなミス修正は手書きで行い、再コピーは行わない。
7-6	ミスコピー用紙の裏面、使用済み封筒を再利用する。

8 働き方に関する取組

8-1	ノー残業デーの取組徹底、定時退庁の励行など、時間外勤務の縮減に努める。
-----	-------------------------------------

2-4. その他

事務事業に係る公共施設については、今後、地球温暖化対策に加え、行政サービスの効率化、歳出抑制の観点から、計画的な集約化や統廃合等、ファシリティマネジメントを強化していく方針です。

また、今後、施設譲渡等により、大幅な温室効果ガス排出量の減少等が生じるケースも想定されますが、そうした根本的な変化が生じた場合には、計画の見直しを検討します。

第1節 適応策

4-1-1. 気候変動への適応とは

1. 気候変動適応策とは？

気候変動適応策とは、すでに起こっている気候変動や、将来的に予想される状況に対応することを目的としたアプローチです。気候変動への適応の取組は、地域の気候・土地の特性や気候変動の影響に応じて適切に行う必要があります

なお、第2章区域施策編、第3章事務事業編における取組（節電・省エネ、再生可能エネルギーの活用）は、「緩和策」と呼ばれ、温室効果ガスの排出を減らし、気温上昇や気候変動の進行を抑えることができます。本章で示す適応策と両輪で進めていくことが重要となります。

2. 策定の目的

平成30（2018）年に「気候変動適応法」が施行され、適応策の法的位置づけを明確化し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して「適応策」を推進するための法的仕組みが整備されました。市町村において地域気候変動適応計画の策定等が努力義務とされ、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動への「適応策」が求められています。

また、国では、令和3（2021）年に「気候変動適応計画」を閣議決定し、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことなど、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

本計画では、「適応策」を講じていくにあたって、気候変動における影響の現状と将来予測される影響の整理やその評価を行い、その課題に対して地域の特性に応じた適応策（地域気候変動適応計画）を推進します。

図4-1. 緩和策・適応策とは？



出典:気候変動適応情報プラットフォーム『気候変動と適応』

4-1-2. 気候変動における影響の現状と将来予測される影響

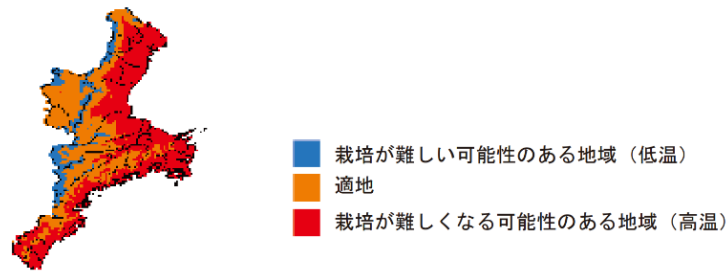
本町において影響が大きいと考えられる代表的な項目について、文献等をもとに、既に生じている影響と将来予測される影響について整理します。

例えば、本町の特産品であるうんしゅうみかんでは、着色不良や浮皮・果実の日焼けへの影響が報告されています。将来に生じる影響については、うんしゅうみかんの栽培適地が変化するという予測があります。また、肉用牛では、暑熱による増体率の低下、伊勢茶においては、新茶の摘み取り

大項目	小項目	現在の影響	将来予測される影響
農業（水稲）	米	・高温により水稲の等級が低下 ・白未熟粒等による収量 ・品質低下（一等米比率の低下）	・高温によるコメの収穫量、品質の低下 ・害虫の越冬可能地域の拡大や、発生世代数の増加による被害増大の可能性
農業（果樹）	柿	・収穫期が遅延し、満開期から収穫最盛期の期間が拡大している ・着色不良	高温による生育障害が発生することが想定
	みかん	高温多雨による浮皮	高温による生育障害が発生することが想定
	桃	モモの日焼け果の増加	高温による生育障害が発生することが想定
農業（野菜）	しいたけ	ヒボクレア属菌によるシイタケ原木栽培への被害地域が拡大	夏場の気温上昇による病害菌の発生や子実体（きのこ）発生量減少 害虫であるナカモンナミキコバエの出現時期の早期化、ムラサキアツバの発生回数増加
	伊勢いも	※気候の変化に影響されにくい	—
	大豆	・害虫発生による収穫量への影響 ・生育初期の多雨による湿害や開花期以降の高温・干ばつによる落花・落莢、青立ち等の発生など	最適気温以上の範囲では、乾物重、子実重、収穫指数の減少
茶業	伊勢茶	・新茶の摘み取り時期が早まっている ・秋の整枝の時期が遅くなっている ・害虫発生による収穫量への影響	・夏の水不足により茶の木が枯れることが懸念
畜産業	松阪牛	成育や肉質の低下、家畜の死亡	・家畜の成長、出生数への影響の増大
健康	暑熱	熱中症搬送者数の増加 ・ヒトスジシマカを介した Dengue 熱の発生	・熱中症発生率の増加 ・労働効率への影響等
災害	洪水	大雨発生頻度の増加	・洪水ピーク流量の増加割合および氾濫発生確率の増加 ・洪水による被害の増大
	地すべり等	土砂災害の年間発生件数の増加	・集中的な崩壊等、山地や斜面周辺地域の社会生活への影響
水環境	河川	水温上昇に伴う水質変化 ・外来種増加による生態系への影響	・浮遊砂量の増加、土砂生産量の増加 ・溶存酸素量の低下

時期が早まっていることや、秋の整枝の時期が遅くなっていることなどがあげられます。

図4-2. 2081～2100年における、うんしゅうみかんの栽培適地予測



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

4-1-3. 今後検討すべき適応策

まず町民・事業者に対し、普及啓発を行い「適応」について、知ってもらうことから始める必要があると考えます。既に生じている影響に対して今後検討すべき有効な施策の事例を下記のとおり示します。

<農業、茶業、畜産業>

■検討すべき施策例

- 高温耐性のある品種の開発、評価、現場導入
- スプリンクラーのような、茶畑全体に水を供給できる設備
- 牛舎等に送風機・ミスト装置・屋根散水等を設置（増設）
- 病虫害防除技術の確立
- 着果制限等着色向上対策の実施
- フルオープンハウス（天井部解放）の普及
- ヒト用の冷感素材を応用した家畜用衣料の開発
- 局所的気候予測システムの導入等による災害発生 の事前予測
- 電照栽培の実証・普及
- 気候変動に対応した栽培技術の検証・確立・導入及び品種・系統の探索・選定・導入

<健康>

■検討すべき施策例

- 空調設備の更新及び新規設置
- 生活全般において新型コロナウイルス対策についても配慮した熱中症対策や「熱中症警戒アラート」の活用についての情報提供、予防啓発
- 高齢者涼やかスポット、クーリングシェルの指定
- ヒトスジシマカへの注意

<災害>

■検討すべき施策例

- SNS や AI を活用して災害時における適切な情報提供体制の構築
- 県と連携し、がけ崩れや地すべり、土石流などの土砂災害防止施設や基礎調査を進める
- 迅速な避難に資する情報提供の提供
- 災害鑑賞機能を高める適切な森林整備、治山施設に体積異常した土砂や流木の撤去の実施
- 組立式の避難所における避難経路、避難場所の案内

<水環境>

■検討すべき施策例

- 公共用水域などの水質監視を継続的に実施
- 町内の河川の環境基準の達成状況や推移を把握
- 国・県と協働で外来種の取扱いを周知徹底
- 外来種防除

図 4-2. 適応策イメージ



出典：三重県気候変動適応センター

4-1-4. 適応策の進め方

1. 方針

町民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、長期的な視点に立って各分野の対策の充実を図り、気候変動に適応するまちづくりを進めます。

2. 適応策の実施の流れ

三重県内の気候変動影響や適応に関する情報・知見の集約・分析等を行う「三重県気候変動適応センター」と連携し、気候変動やその影響の把握・分析や知見の収集と情報の発信を行い、町民・事業者の適応策への理解促進に取り組みます。

そして、収集した知見等に基づき、各分野の適応に資する施策を推進するとともに、町民生活・事業活動における適応の取組が浸透するよう、町・町民・事業者が協働で取り組みます。

【コラム⑫】三重県気候変動センターの取組

■令和5（2023）年度の普及啓発活動

➤ 夏休みこども環境講座

三重県環境学習情報センター主催（「貝がらと木の実のフォトフレーム作り」）の夏休みこども環境講座にて「おにぎりとお牛乳とおすがなくなったら」の演題で公演しています。三重県でも、気候が変わってきていること、それによって将来、私たちの食生活にも影響してくるかもしれないということ、地球が温暖化することによって、様々な影響が出ることを知ってもらい、二酸化炭素をなるべく出さないために、いま、自分たちができることはどんなことなのかを考える機会を創出しています。

●講座の様子



●手作りフォトフレーム



➤ 気候変動のパネル展

三重県総合文化センターにて、気候変動のパネル展を行っています。三重県内における気候変動の影響と適応策について、様々な分野の事例を「三重県の具体的な事例」として紹介しています。また、国立環境研究所が、国内での気候変動の影響と適応についての科学的な知見をまとめた「インフォグラフィック」から、「国内での影響と適応策」として、併せて紹介しています。

●展示会の様子①



●展示会の様子②



出典：三重県気候変動適応センター

第1節 推進体制・進捗管理

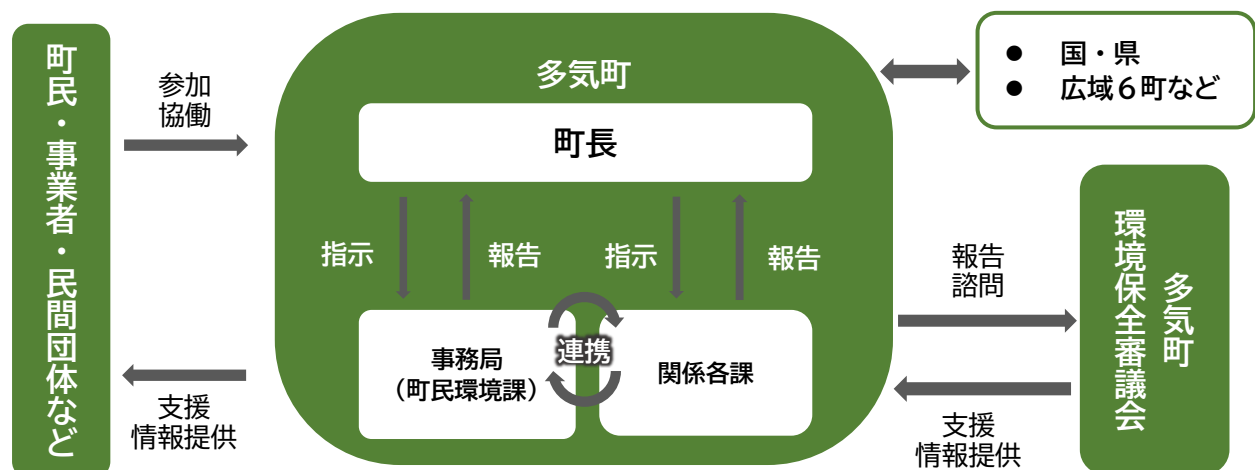
5-1-1. 計画策定の推進体制

本計画は、行政だけでなく、町民、地域の事業者など様々な関係者の連携と協働により推進していきます。本町においては、庁内の関係各課と連携・調整を図りながら、取組を進めていきます。

事務局は環境課が担当し、計画の推進に向けた協議や調整を行っていきます。各施策の取組状況については、「多気町環境保全審議会」へ報告します。

また、本計画の推進にあたっては、国や県及び他の自治体の動向を注視しつつ、時代に即した施策立案、具体化を行います。

図 5-1. 推進体制



5-1-2. 計画の進捗管理

1. 計画の周知

計画の周知にあたっては、それぞれの関係者が、本計画に明示された将来像や、目標を共有し、町ホームページや広報誌など、様々な媒体や機会を通じて周知に努めます。

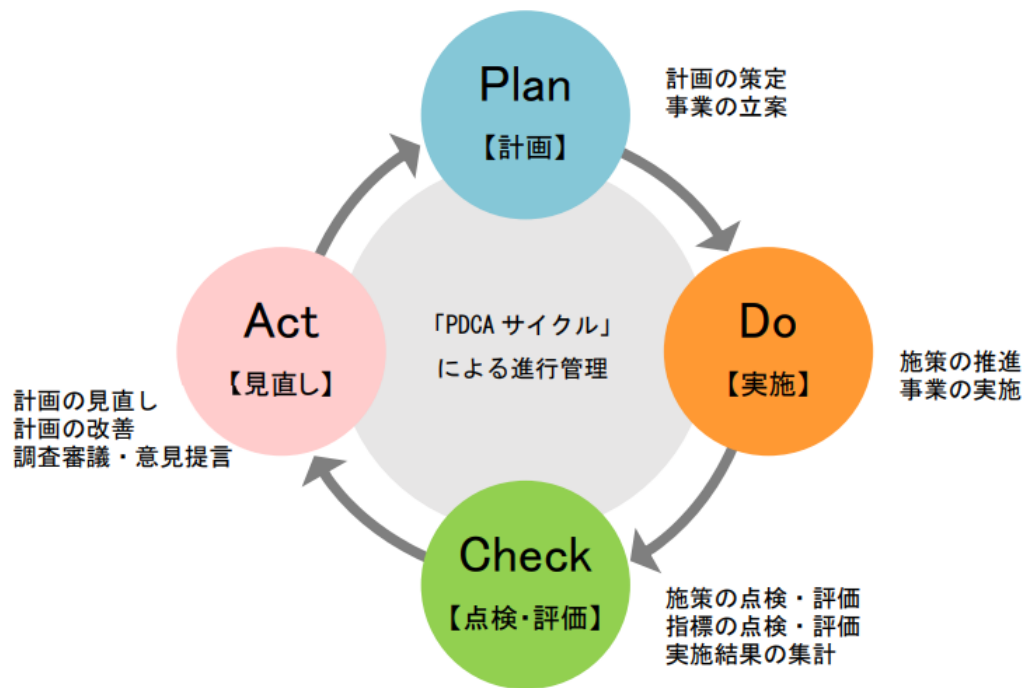
2. 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、多気町環境保全審議会において、具体的な施策と取組内容の実施状況について、点検・評価を行っていきます。また、国や県、広域6町をはじめとした他自治体と連携を図ります。

関連計画の推進や見直しの際には、基本的な考え方を共有し、計画の推進が効果的に展開されるよう調和と整合を図ります。

計画の進行は、多気町環境保全審議会において、「Plan(計画)」・「Do(実施)」・「Check(点検・評価)」・「Action(見直し)」のPDCA*サイクルで管理していきます。毎年度の報告を行い、各施策についての取組結果を公表します。また、計画の最終年度には、総合的な達成状況の評価を行い、次期計画策定につなげます。

計画全体の進行管理イメージ



資料編

① 用語集

あ行

一酸化二窒素

窒素酸化物の一種で、吸入すると陶酔効果があることから笑気ガスとも呼ばれている。温室効果ガスの一つで、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理に伴って排出される。

イノベーション

「開発などの活動を通じて、利用可能なリソースや価値を効果的に組み合わせることで、これまでにない(あるいは従来より大きく改善された)製品・サービスなどの『価値』を創出・提供し、グローバルに生活様式あるいは産業構造に変化をもたらすこと。

ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィス等で暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。

エネルギー起源 CO₂

燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用に伴って排出される二酸化炭素 (CO₂) のこと。

置き配バッグ

布等でできた簡易的な宅配ボックスで、玄関先などに吊り下げることができ、留守中であっても宅配物を受け取ることができる。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことで、略称は GHG (Green house Gas)。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、代替フロン等 4 ガス(ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふつ化硫黄 (SF₆)、三ふつ化窒素 (NF₃)) の 7 つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

温対法

温対法とは、正式名称を地球温暖化対策推進法といい、その名の通り地球温暖化対策を国・地方自治体・事業者・国民が一体となって取り組んでいくために制定された法律。温室効果ガスの排出量に対する報告義務や排出量抑制等について規定している。平成 9 年に採択された京都議定書を受け、平成 10 (1998) 年に成立、令和 3 (2021) 年に 7 回目の改正を行っている。

か行

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

カーボンリサイクル

カーボンリサイクルとは、地球温暖化の原因の一つである CO₂ を炭素資源と捉えてリサイクルすることを指す。

具体的には、大気中の CO₂ を分離し、多様な炭素化合物として燃料や化学品として再利用する。

気候変動

地球の大気の組成を変化させる人間活動に直又は間に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの。

気候変動適応法

気候変動適応法は日本国内の気候変動、それにより起こる異常気象や自然災害と被害を抑制することを目的として制定された法律。

気候変動適応法では「適応の総合的推進」「情報基盤の整備」「地域での適応の強化」「適応の国際展開等」の4つの柱がある。

国の調査研究機関や大学だけでなく、国全体で総合的に気候変動に対する適応策を実施していき、気候変動の緩和や抑制を行うよう取り組みが進められている。

吸収源対策

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを比較的長期間にわたり固定することのできる海洋や森林による活動のこと。

京都議定書

1997年に京都で開かれた第三回気候変動枠組み条約締約国会議において採択された議定書。2005年発効。締約国の温室効果ガス排出量の削減目標を数値化し、それを達成するための排出量取引などの方法を示した気候変動枠組み条約のこと。

グリーン投資

グリーン投資とは、環境問題に配慮した経済活動への投資のことです。欧米では環境意識の高まりとともに、このグリーン投資に力を入れるところが増えている。たとえば、米国のバイデン大統領は大統領選において4年間で2兆ドル（約207兆円）規模の環境インフラ投資を掲げており、EUも21～27年の約1兆8000億ユーロ（約220兆円）の中期予算案の3割を気候変動対策に充てるといふ。

グリーン社会

グリーン社会とは、CO₂ 排出ゼロと経済成長を両立できる社会のことである。生活や経済の維持のためにどうしても排出が必要な分野においては、植林などで排出した分だけ吸収や除去を行ない、相殺するという考え方が示されている。グリーン社会はその実現のためにさまざまな環境対策を実践した社会のことである。

コージェネレーション

天然ガスや石油等を燃料として、エンジンやタービン等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

さ行

三ふっ化窒素

窒素とふっ素の化合物で、無色無臭の気体。温室効果ガスの一つで、半導体素子等の製造に伴って排出される。

次世代自動車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

次世代型太陽電池

次世代型太陽電池は、従来の太陽電池よりも効率的で、より安価で、より軽量で、より柔軟で、より環境に優しい太陽電池のことを指す。次世代型太陽電池は、有機系、化合物系、ペロブスカイト太陽電池などの種類がある。有機系太陽電池は、ペロブスカイト太陽電池と比べると、製造コストが低く、軽量で柔軟性ある。化合物系太陽電池は、高い変換効率を持ち、高温環境でも安定して発電できる。ペロブスカイト太陽電池は、従来の太陽電池よりも効率的で、薄くて軽量で、柔軟性があり、低コストで製造できる。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンシティとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を「実質ゼロ」まで引き下げた都市のこと。

た行

脱炭素

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林・森林管理等による吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

脱炭素先行地域

「脱炭素先行地域」とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の令和12（2030）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域であり、全国で脱炭素の取組を展開していくためのモデルとなる地域である。

適応策

すでに起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えをすること。

デコ活

二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。環境省において、令和32（2050）年カーボンニュートラル及び、令和12（2030）年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする新しい国民運動として「デコ活」を展開している。

電化

電気を動力源とする製品等の導入を進めること。

電気排出係数

電気の供給1 kWhあたりのCO₂排出量を示した係数のこと。値が小さい程、電力を生み出すために排出したCO₂が少ないことを示す。電気事業者ごとに異なり、環境省によって毎年公開されている。

な行

燃料電池

電気化学反応によって燃料の化学エネルギーから電力を取り出す（＝発電する）電池のこと。燃料には方式によって、水素、炭化水素、アルコールなどが用いられている。

は行

バイオマス

もとは生物の量を意味するが、食品残渣（生ごみ）、剪定枝（枝の切りくず）、家畜ふん尿等、化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギー資源を指す。

ハイドロフルオロカーボン

塩素を含まずオゾン層を破壊しないため、代替フロンの一つとして使用されている。温室効果ガスの一つで、冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造等に伴って排出される。

パリ協定

平成 27（2015）年に「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」で採択された温室効果ガス排出削減等のための国際枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて 2℃未満に抑える（2℃目標）とともに 1.5℃未満に抑える努力を継続すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすること等が盛り込まれている。

パーフルオロカーボン

フッ素と炭素からなる不活性の化合物で、半導体の洗浄や代替フロンの一つとして使用されている。温室効果ガスの一つで、アルミニウムの製造、半導体素子等の製造等に伴って排出される。

ヒートポンプ

化石燃料を燃やさずに空気の中にある熱エネルギーを集めて空調や給湯などに使う技術。空調（エアコン）や給湯（エコキュート）には、この技術が使われている。

ま行

メタン

常温では無色・無臭の気体で、地下に埋蔵する天然ガスの主成分。温室効果ガスの一つで、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理に伴って排出される。

ら行

ライフスタイル

人々の生活様式、行動様式、思考様式といった生活諸側面の社会的・文化的・心理的な差異を全体的な形で表現した言葉。

レベル4

特定のエリア内において、車両に搭載された運転システムが周辺の環境を認識して自動走行ができます。その間、運転手による運転操作は不要です。

六ふっ化硫黄

フッ素と硫黄からなる化合物で、絶縁性に優れた安定なガス。温室効果ガスの一つで、マグネシウム合金の casting、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出に伴って排出される。

英数字

BAU

Business as usual の頭文字を取ったもので、特段の対策のない自然体のシナリオのこと。

COP

「気候変動枠組条約」に賛同した国々が参加する 1 年に 1 回開催される会議。条約の目的達成に向けて「京都議定書」、「パリ協定」が具体的な枠組みとして定められた。

DX

Digital Transformation の略で、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

FCV

FCV（燃料電池自動車）とは、車に搭載した燃料電池からつくられる電気を使い、モーターを回して走行する自動車です。Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の頭文字をとって FCV と呼ばれています。走行時は水しか排出せず、究極のエコカーとも呼ばれる。

EV

蓄電池に蓄えた電気でモーターを回転させ走る自動車。走行中に二酸化炭素や排気ガスを出さない、騒音が少ない等のメリットがある。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change（国連気候変動に関する政府間パネル）の略で、UNEP（国連環境計画）と WMO（世界気象機関）が共同で昭和 63（1988）年 11 月に設置した機関。気候変動に関する科学的な知見や環境影響評価、今後の対策のあり方について検討を進め、国際的な対策を進展させるための基礎となる情報を集積し、公表している。令和 4（2022 年）に第 6 次評価報告書が公表された。

J-クレジット

省エネルギー設備や再生可能エネルギーによる温室効果ガス排出量の削減量や、適切な森林管理による温室効果ガスの吸収量を国が「クレジット」として認証する制度のこと。

LED

発光ダイオード(LED)を光源に使用した照明器具。小型、長寿命であり白熱電球の代替として有効。

PDCA

事業などの活動の管理を円滑に進める手法で、Plan（計画の策定）→Do（計画の実行）→Check（点検・評価）→Action（見直し）の 4 段落を繰り返すことにより継続的な改善を実現するもののこと。

ZEB（ゼブ）・ZEH（ゼッチ）

ZEB はネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング、ZEH はネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。快適な室内環境を保ちながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入等により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物または住宅。国は、ZEB や ZEH の実現・普及に向けて、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、『ZEB』、

Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented（『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented）の4段階の区分を設けている。

② 事務事業編 対象公共施設一覧

施設名	所管課	竣工年度	種別
児童館	こども課	2011	町の所有・利用
おひさま	こども課	1978	指定管理施設
多気町立相可保育園	こども課	2007	町の所有・利用
多気町立佐奈保育園	こども課	1990	町の所有・利用
多気町立津田認定こども園	こども課	1992	町の所有・利用
多気町立勢和保育園	こども課	2009	町の所有・利用
多気町立相可保育園	こども課	2007	町の所有・利用
佐奈駅トイレ	企画調整課	2001	町の所有・利用
クリスタルの森トイレ	企画調整課	2009	町の所有・利用
ごかつら池ふるさと村 おばあちゃんの店（マルシェグランマ）	企画調整課	1999	指定管理施設
まごの店	企画調整課	2005	指定管理施設
ごかつら池ふるさと村 花と動物園ふれあい広場	企画調整課	1992	町の所有・利用
ふれあいの森 勢山荘	企画調整課	1996	指定管理施設
元丈の館	企画調整課	2000	指定管理施設
相可小学校	教育課	1971	町の所有・利用
相可小学校	教育課	2006	町の所有・利用
津田小学校	教育課	1971	町の所有・利用
外城田小学校	教育課	1989	町の所有・利用
外城田小学校	教育課	1989	町の所有・利用
勢和小学校	教育課	1971	町の所有・利用
勢和中学校	教育課	1980	町の所有・利用
多気中学校	教育課	2022	町の所有・利用
給食センター	教育課	2000	町の所有・利用
BANKYO文化会館	教育課	2000	町の所有・利用
Dream オーシャントレーニングセンター	教育課	1982	町の所有・利用
NISSHIN スポーツパーク	教育課	2008	町の所有・利用
ふるさと交流館せいわ	教育課	1997	町の所有・利用
ふるさと交流館たき	教育課	2007	町の所有・利用
外城田公民館	教育課	2005	町の所有・利用
佐奈公民館	教育課	1991	町の所有・利用
佐奈公民館	教育課	1991	町の所有・利用
勢和公民館	教育課	1978	町の所有・利用
勢和体育館	教育課	1985	町の所有・利用
勢和台スポーツセンター（管理棟を含む）	教育課	1982	町の所有・利用
勢和東公民館	教育課	1990	町の所有・利用
勢和東体育館	教育課	1996	町の所有・利用
勢和東体育館	教育課	1996	町の所有・利用
相可公民館	教育課	1988	町の所有・利用
津田公民館	教育課	1989	町の所有・利用

天啓の里	健康福祉課	1998	町の所有・利用
多気町勢和高齢者福祉施設ささゆり苑	健康福祉課	1996	町の所有・利用
くすのき	健康福祉課	2012	町の所有・利用
のびのびパーク天啓	建設課	1998	指定管理施設
上水道管理事務所	上下水道課	1982	町の所有・利用
相鹿瀬クリーンセンター	上下水道課	1997	町の所有・利用
矢田クリーンセンター	上下水道課	1996	町の所有・利用
上津田クリーンセンター	上下水道課	2001	町の所有・利用
外城田クリーンセンター	上下水道課	2003	町の所有・利用
土羽クリーンセンター	上下水道課	2005	町の所有・利用
丹生クリーンセンター	上下水道課	2004	町の所有・利用
長谷加圧ポンプ所	上下水道課	2019	町の所有・利用
南部加圧ポンプ所	上下水道課	1982	町の所有・利用
南部配水池	上下水道課	1982	町の所有・利用
中央配水池	上下水道課	1982	町の所有・利用
東部加圧ポンプ所	上下水道課	2021	町の所有・利用
東部配水池	上下水道課	2020	町の所有・利用
東部配水池	上下水道課	2016	町の所有・利用
車川加圧ポンプ所	上下水道課	2012	町の所有・利用
車川配水池	上下水道課	2013	町の所有・利用
波多瀬配水池	上下水道課	2016	町の所有・利用
丹生配水池	上下水道課	2014	町の所有・利用
朝柄配水池	上下水道課	2013	町の所有・利用
工業用水道取水ポンプ場	上下水道課	1994	町の所有・利用
クリスタルタウン工業ゾーン中継ポンプ場	上下水道課	2016	町の所有・利用
勢和公民館	勢和振興事務所	1978	町の所有・利用
ゆとりの丘	勢和振興事務所	1997	町の所有・利用
役場倉庫	総務課	2000	町の所有・利用
役場庁舎	総務課	1977	町の所有・利用
多気町美化センター	町民環境課	1997	町の所有・利用

多気町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編)

令和6年(2024)3月 策定

令和7年(2025)2月 改訂

多気町役場 町民環境課

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可1600番地

TEL 0598-38-1113 FAX 0598-38-1140

E-mail kankyo@town.mie-taki.lg.jp

URL <https://www.town.taki.mie.jp/life/soshiki/chominkankyo/datutanso/index.html>